

(仮称)宮城西部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 近年、全国的に大規模な豪雨災害が発生しており、令和元年10月の台風19号において宮城県内でも甚大な被害が発生している。

事業実施想定区域の大半が森林法に基づく水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されており、また、砂防指定地及び地滑りによる滑落崖や移動体が含まれている。事業による土地の改変や森林伐採等により水源涵養機能を低下させ、土砂流出や地滑りにより事業実施想定区域周辺に甚大な被害を及ぼすだけでなく、澄川等の河川の下流域に居住する住民等への災害を誘発することが懸念されるため、関係機関と協議を行い、環境分野だけでなく防災分野の専門家等からの意見を踏まえ、事業実施による災害への影響を適切に調査、予測及び評価し、災害を誘発する可能性がある場合は、事業実施想定区域から除外すること。

- (2) 風力発電機設置予定範囲に、東京電力福島第1原発事故で発生した国の基準以下の汚染廃棄物一時保管場所が含まれているため除外すること。

- (3) 宮城県では、平成30年5月に、風力発電事業者が地理的・法的規制状況の事前把握等の負担を軽減するとともに、環境保全との両立を図りながら風力発電導入の促進を目指すことを目的として、県内全域を対象とし、環境保全等を優先すべきエリアや風力発電の導入可能性を有しているエリアなどをマップ化した「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」を策定した。

今回の事業実施想定区域の大部分は、風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップにおいて、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。

このことから、事業実施想定区域が、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域として整理されている状況を分析し、その区域内で事業を実施することについて宮城県と協議を行うとともに、事業実施区域として絞り込みした検討経緯を明確にし、仮に事業を実施した場合における環境影響と環境影響を回避又は十分に低減する方法及びその根拠について、方法書以降の図書に記載すること。

- (4) 本事業実施想定区域及びその周囲における(仮称)宮城山形北部風力発電事業について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や事業者相互の情報交換に努め、累積的影響を含めた環境への影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこ

と。

- (5) 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。
- (6) 事業実施想定区域は広範囲に及び、環境への影響が懸念される。本事業の検討にあたっては、関係機関と協議を行うほか、専門家の意見や本意見に十分留意し、その検討経緯及び内容を明確にし、方法書以降の図書へ記載すること。
- (7) 事業実施想定区域周辺の地域住民、関係者に対して、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を工夫しながら、環境影響に関する情報を積極的に提供し、丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得ながら事業を進めること。
- (8) 調査、予測及び評価を行った結果、環境に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施想定区域や風力発電基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

現地調査等により住宅等との位置関係を正確に把握し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(2) 水質

事業実施区域内に、環境保全の観点から指定した加美町水資源保全地域が含まれているため、事前に町と協議を行うとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(3) 地形及び地質

計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域内に砂防指定地及び地滑りによる滑落崖や移動体が存在しており、本事業実施による影響が懸念されることから、方法書以降において選定し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(4) 風車の影

現地調査等により住宅等との位置関係を正確に把握し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(5) 電波障害

他地域において、風力発電事業が原因とみられる大規模なテレビの受信障害が発生している事例がある。テレビやラジオ等は、災害時の情報収集手段として必要不可欠であり、事業により周辺地域での電波障害を生じさせることがないように、環境影響評価の項目に電波障害を追加し、宮城県環境影響評価マニュアル(風力発電設置事業)を参考に、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(6) 動物

事業実施想定区域及びその周辺に、重要な種及び注目すべき生息地が存在しており、事業実施による重大な影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

事業実施想定区域において、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンザル等の生息が確認されている。また、宮城県ニホンザル管理計画において、ニホンザルは第二種特定鳥獣とされており、事業実施想定区域には「加美ポピュレーション」の「寒風沢の群れ」が含まれている。町では、これらの鳥獣による農作物の被害が深刻化しており、各種対策を講じているところである。事業の影響により生息環境へ変化が生じ、生息分布が集落に移動することで住民の生活や農作物への被害が生じることがないように、資料の収集や専門家等の意見を取り入れるなど、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(7) 植物

事業実施想定区域内に、重要な種及び重要な植物群落が分布しており、本事業実施による影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直

しを行うこと。

(8) 景観

豊かな自然資源に恵まれた加美町では、春から夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色など、四季を通じた自然景観を楽しむことができ、サイクリングやカヌー、ウィンタースポーツなどの自然資源を活かした体験型プログラム等により、インバウンドも視野に入れた交流人口、関係人口の拡大に取り組んでいる。

このことから、景観への影響については、主要な眺望景観を望む地点からの風力発電機の介在の可能性について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

特に、加美町のシンボリック的存在である薬菜山は、1つの眺望点にとどまらず、町の資料や様々な媒体の写真や動画素材として撮影される最も重要な景観資源である。また、展望台や二ツ石橋等から眺める二ツ石ダムは、紅葉とダム湖面とのコントラストが織り成す景観が魅力の絶景スポットであり、旭地区の澄川、陶芸の里ゆ～らんどキャンプ場についても重要な紅葉の名所である。

それらを望む景観に風力発電機が介在することになれば、景観への妨げになることは必至であり、観光や地域経済への影響が懸念されるため、風力発電機が映り込まないように措置を講じ、回避できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

薬菜山及び二ツ石ダムを望む地点については、ホームページや観光パンフレット等の資料による外、SNS等に掲載された写真が撮影されている地点についても可能な限り情報収集を行うこと。

また、田代高原には田代高原キャンプ場が存在しているが、自然の中で時間を過ごすことがキャンプの主な魅力である。田代高原からの風力発電機の見え方について、圧迫感を受け、周囲の景観とは調和しえない可能性があるとしながら、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価しているが、その方法及び根拠を明確にし、方法書以降の図書に記載するとともに、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

風力発電機は、送電鉄塔などとは異なり、稼働による誘目性があるため、フォトモンタージュだけでなく、動画も用いて景観への影響を調査し、評価に当たっては、住民、観光関係者、観光客等に広く示し、意見を聴取すること。

(9) 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施想定区域内に、田代高原キャンプ場、陶芸の里ゆ～らんどキャンプ場。ジャパンエコトラック陶芸の里周遊ルート、ふるさと緑の道(鳴子温泉 - 田代 - 旭コース)が含まれており、本事業実施による影響が懸念されることから、関係

機関と協議を行い、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。また、事業により直接的な改変が生じるとしながらも、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価しているが、その方法及び根拠を明確にし、方法書以降の図書に記載すること。

事業実施想定区域に、町指定文化財「ウトウ沼の湿生植物群落」及び「切込焼窯跡」が含まれているため、事前に町と協議を行い、包蔵地に影響が及ばないよう事業計画の策定を行うこと。また、事業が大規模であることから、周知の埋蔵文化財包蔵地以外に関しても、事業に先立ち協議を行うこと。